# 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出日】 平成22年6月23日

【会社名】 日発販売株式会社

【英訳名】 NHK SALES CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石川 隆重

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都江東区枝川二丁目13番1号

【縦覧に供する場所】 日発販売株式会社東海支店

(名古屋市熱田区桜田町16番9号)

日発販売株式会社関西支店

(大阪府豊中市二葉町一丁目 1番22号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長石川隆重は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

# 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社4社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の予想売上高(連結会社間取引消去後)の概ね2/3に達している会社(日発販売株式会社1社)の全事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

#### 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断した。従って、当事業年度末日における当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断した。

記

平成22年2月に当社元従業員(営業所の元所長)による不正取引が発覚した。元従業員の担当する取引において平成22年1月末日に予定されていた仕入先への返品に係る入金がなかったため、社内調査を行ったところ、当該仕入返品は実態のない架空取引であることが判明した。

これを受けて社内調査を進めたところ、次の事実が判明した。

元従業員は、平成18年4月から販売価格を数倍上回る価格で購入するという異常な逆鞘販売取引を行っていた。当該取引による損失を隠蔽するため、販売価格を上回らない価格で仕入を計上し、仕入先に支払うべき金額との差額について架空の品番を設定し仕入計上を行った。この処理により発生した架空の在庫を圧縮するため、他の仕入先口座において架空の仕入返品を計上し、結果として実体のない商品在庫及び買掛金のマイナス残高を発生させた。

内部調査及び外部調査委員会による確認の結果、本不正取引による会計上損失に計上すべき損害総額は387百万円であり、売上原価の修正等を含む過年度の決算訂正を行った。この結果、提出済みの平成19年3月期中間期から平成22年3月期第3四半期までの間の有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出した。

不正取引発生に至った原因分析および問題点については、以下のとおりである。

#### (1)承認者自らの取引における牽制機能の欠陥

当社における販売・購買・在庫管理業務プロセスの内部統制整備状況は、処理者が承認を実施できたという職務分掌上の問題を除き、重要な不備、欠陥は見受けられない。不正取引においては、これらの業務プロセスの中で承認者が自ら事務処理を行い自ら承認を行ったことにより、内部統制上の牽制機能が働かなかった。このことが、不正取引を防止できなかった主な要因であった。

# (2)管理監督体制の欠陥

本不正取引の実行期間は発覚時点まで3年11ヵ月という長期間に亘っている。対象会社内では、発覚以前にも在庫・買掛金での異常値を認識していたが、その理由および対策について元従業員本人へ確認したのみに止まっていたことで早期発見できなかった。結果として、承認権限および管理機能が営業所長・営業課長へ過度に集中しており、上長・上部組織・関係他部門による異常値に対する確認が徹底していなかった。

# (3)人事管理面の問題

元従業員は、懲戒解雇処分を受けた時点で不正取引発生部門に着任以来11年5ヵ月を経過しており、長期間同一部署に在籍し同一取引先を担当していることで、特に管理職就任後、当人以外の者が関与できない業務処理を行うことが可能な環境になっていた。

## (4)コンプライアンスの不徹底

本不正取引の直接的な原因とは言えないが、ルールの理解・遵守意識の不足およびルール遵守の 徹底への指導不足などから、事務処理におけるルール遵守が徹底されていないことが想定され、この機にコンプライアンス教育・指導を強化する必要がある。

# 4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、事業年度の末日後、不正取引発生に至ったことの原因分析および問題点抽出結果に基づき、以下の改善措置を実施している。これらの改善措置により、平成23年3月期中に重要な欠陥の是正を完了する予定である。

- 1 統制環境の改善(制度変更および改正)
  - 不正取引の実行を未然に防止するため、以下の制度変更および改正を実施している。
- (1) 品番単価管理の本社購買部への移管
- (2) 購入先への発注承認に関する金額基準の設定
- (3) 金型購入決裁に関する金額基準の設定
- 2 管理監督機能の強化

不正取引を早期発見するため、以下のモニタリング・日常管理の強化を実施している。

- (1) 部支店長の確認・承認機能の強化
- (2)証憑類の確認の徹底
- (3)棚卸実施要領の変更
- (4)在庫流動状況確認の実施
- (5)滞留債権債務の内容確認徹底
- (6) 重要な確認結果の経営会議への報告
- 3 人事政策の改善
- (1) 人事ローテーションの見直し
- (2) 異動時の引継ぎ手続きの厳格化・徹底
- 4 コンプライアンスの徹底および内部通報制度の活用促進
- (1) コンプライアンス教育・啓蒙
- (2)教育結果に対する監査
- 5 【特記事項】

該当事項なし。